

第2号様式

鹿児島県警察航空隊の組織及び警察用航空機の運用等に関する訓令（概要）

（令和3年6月1日 鹿児島県警察本部訓令第29号）

本訓令は、鹿児島県警察における警察航空隊の組織及び警察用航空機の運用等に関し、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 航空隊の組織
- 運用管理及び運用
- 安全管理
- 緊急時の措置

等である。